

イギリス2010年平等法注釈（3）

鈴木 隆

緒言

序

条文の解釈

第1部：社会経済的不平等

第2部：重要な概念（以上、54巻1・2号）

第3部：サービスと公務

第4部：施設

第5部：労働（以上、54巻3号）

第6部：教育

第7部：団体

第8部：禁止行為：附随

第9部：執行（以上、本号）

第6部：教育

第1章：学校

第84条：本章の適用

効果

294 本条は、学校教育の分野で差別、ハラスメントおよび見せしめの不利益取扱いを禁止する法のこの章が、年齢または婚姻とシビル・パートナーシップを理由とするそのような事情にある者の差別またはハラスメントに適用されないことを規定する。

背景

295 これは、従前の立法の立場を複製し、加えて、ジェンダー再配置なら

びに妊娠と出産を理由とする保護を学校の生徒に拡大する。

例

- ・学校がある歳の生徒のために旅行を組織し、その他の歳の生徒に組織しないことは違法な差別ではない。
- ・制服のいっそう多くの選択または昼食時間中に学校を離れる権利のような年少の生徒が資格がない特権を持つことを年長の生徒に学校が認めることは、違法な差別ではない。

第85条：生徒：入学許可と待遇等

効果

296 学校が生徒または将来の生徒に入学許可をしないことにより、学校が彼らに入学許可を提供する条件に関して、あるいは入学許可された生徒を学校が処遇する方法に関して学校の責任機関が彼らに対し差別する、ハラスメントを行うまたは見せしめの不利益取扱いを行うことを本条は違法とする。維持学校（maintained school）の責任機関は、地方当局または統轄機関であり、独立教育施設または非維持特別学校については、経営者である。

297 本条はまた、障害を持つ生徒と障害を持つ将来の生徒のために合理的調整を行う義務を学校の責任機関に課す。

298 しかしながら、生徒または将来の生徒のハラスメントの禁止は、ジェンダー再配置、性的傾向または宗教・信条を対象としない。

背景

299 本条は、学校に適用される現行立法の規定の効果を複製することを主に目的とする。加えて、本条は、性転換した生徒と妊娠する生徒に差別からの保護を拡大する。

例

- ・学校は、ゲイの生徒の性的傾向を理由に彼が級長になることを認めることを拒否する。これは、直接差別になる。
- ・選抜学校は、少数民族の背景持つ申請者と少女に入学許可のいっそう高い基準を課す。これは、直接差別になる。

・生徒が、彼の学校が彼の宗教を理由に彼を差別すると誠実に申し立てる（たとえば、彼がユダヤ人であることを理由にその他の生徒よりも悪い点数を与えられると訴える）ので、学校は、彼を放課後留め置くことにより処罰する。これは、見せしめの不利益取扱いになる。

・教員がクラスの特定の生徒を彼の障害を理由にあざける、またはクラスの少女に迷惑で品位を貶められたと感じさせる結果をもたらす発言を行う。これは、ハラスメントになる。

第86条：親の行為等による生徒の見せしめの不利益取扱い等

効果

300 本条は、学校の生徒の親または兄弟により行われる保護される行為（差別の申立を行うまたは支持することのような）の結果として生徒が見せしめの不利益取扱いを受けることから保護する。その目的は、子どもが結果として報復を被ることを懸念して親が差別問題を提起することを抑制されることを防ぐことである。

301 親または兄弟が不実の申立を悪意で行うまたは支持する場合、子どもが誠実に行動する限り、子どもは依然として見せしめの不利益取扱いから保護される。しかし、見せしめの不利益取扱いに対する一般的アプローチと共通して、子どもが悪意で行動する場合、たとえ親または兄弟が誠実に不実の申立を行うまたは支持するとしても、子どもは保護されない。

背景

302 本条は、1995年障害者別禁止法の規定の効果を複製することと本章の下で保護されるすべての特徴を対象とするために保護を拡大することを目的とする。

例

・生徒の親が、金属細工のクラスに参加することを認められないことにより彼女の娘が性差別を被ることを学校に申し立てる。その娘は、あらゆる点でこの申立を理由とする学校による不利益取扱いから保護される。

・生徒が、彼の性的傾向を理由に職員の一員から差別を被ったことを訴える

主張を学校に提出する。兄が誠実に行動していなかったことがその後判明されるとしても、同じ学校のその生徒の弟は、この主張を理由とする学校によるいかなる不利益取扱いから保護される。

第87条：1996年教育法の下の特定の権限の適用

効果

303 本条は、1996年教育法の下の特定の権限を行使して、維持学校または非維持特別学校が85条の下の特定の義務を遵守することを要求する命令を国務大臣が下すことを可能にする。本条はまた、たとえ個々の生徒または将来の生徒により申立が提出されなくても、差別的行為または方針を止めることを学校に要求することを国務大臣に可能にする。

背景

304 1996年教育法496条と497条は、地方教育当局と維持学校の統轄機関が各教育法の下の特定のそれらの任務を行うことを禁止するまたはそれらが法定の義務を履行しない場合にそうすることを要求するそれらに対する命令を下す権限を国務大臣に与える。この権限は、性差別に関する法の遵守を要求するために既に拡大されたので、本条は、そのような権限を85条により対象とされるすべての保護される特徴に拡大する。

例

・学校の統轄機関が、要求される特別の危機管理を理由に修学旅行に障害を持つ生徒を参加させることを方針の問題として拒否する。国務大臣は、障害を持つ生徒が参加することを可能にするために合理的調整を行うように方針を変更することを統轄機関に命じることができる。

第88条：障害を持つ生徒：アクセス性

効果

305 本条は、地方当局と学校がアクセス性の戦略と計画を準備し実行することを要求する附則10を導入する。これらは、障害を持つ生徒のカリキュラムへのアクセスを増やし、物理的環境と情報の提供を改善することになる。それらは、同附則の注釈でいっそう詳細に説明される。

第89条：解釈と例外

効果

306 本条は、「学校」と「生徒」のような本章で使用される用語により意味されるものを説明する。本条はまた、本章の禁止が学校のカリキュラムの内容に関して行われるあらゆるものに適用されないことを明確にする。これは、問題、理念および資料の完全な範囲をシラバスに含め、すべての種類の考えと理念に生徒を曝す学校の能力を法が禁止しないことを保障する。しかしながら、カリキュラムが教えられる方法は、生徒に差別を被らせない方法で問題が教えられることを保障するように85条2項a号における教育への言及により対象とされる。本条はさらに、本章の規定の一部の例外を規定する附則11に効力を与える。

背景

307 本条は、2006年教育法における宗教・信条を理由とする差別に関する例外の効果複製することを目的とし、その他の保護される特徴にそれを拡大する。

例

- ・学校のカリキュラムは、科学の授業での進化を教えることを含む。これは、その宗教的信条が創造主義を含む生徒に対する宗教差別にならない。
- ・学校のカリキュラムは、シラバスにじゃじゃ馬ならし [シェイクスピア作の戯曲] を含む。これは、少女に対する差別にならない。

第2章：継続・高等教育

第90条：本章の適用

効果

308 本条は、継続・高等教育を提供する施設における教育分野での差別、ハラスメントおよび見せしめの不利益取扱いを禁止する法の本章が、婚姻またはシビル・パートナーシップの地位を理由にそのような事情にある者に対し差別またはハラスメントを行うことを違法にしないと規定する。

背景

309 本条は、1975年性差別禁止法の規定の効果を複製することを目的とする。

第91条：学生：入学許可と待遇等

効果

310 本条は、総合大学、単科大学その他の継続・高等教育部門の施設が、入学を許可する者、人が入学を許可される条件および入学許可された場合に人が扱われる方法を決定することにおいて設ける仕組みに関して学生または学生になることを希望する者に対し差別、ハラスメントまたは見せしめの不利益取扱いを行うことを違法にする。91条3項はとくに、施設に入学登録されない障害者に資格付与を検討する際に差別することを違法にする。

311 本条はまた、そのような施設の責任機関に障害を持つ学生と将来の学生のために合理的調整を行う義務を課す。

背景

312 これは、従前の立法の立場を複製する。

例

313 単科大学が、学生になることを申請する男性がゲイであることを理由に彼への入学許可を拒否する。これは、直接差別になる。

314 総合大学が、ユダヤ人またはイスラム教徒の学生に居住上の調整を提供することを拒否する。これは、直接差別になる。

315 単科大学が、特定の課程へのアクセスに年齢制限を置く。年齢制限が客観的に正当化されることを単科大学が証明することができない限り、これは、直接差別になる。

第92条：継続・高等教育の課程

効果

316 本条は、継続・高等教育を保障する地方当局と継続教育を提供する維持学校が、入学登録をする者の決定に関して、または人が入学を登録された場合にサービスを提供する方法において人に対し差別、ハラスメントまたは

見せしめの不利益取扱いを行うことを違法にする。本条はまた、障害者にそのような便宜とサービスを提供する際に合理的調整を行う義務をそれらの地方当局と維持学校に課す。

背景

317 本条は、1995年障害者差別禁止法の規定の効果を複製し、本章により対象とされるすべての保護される特徴に保護を拡大することを目的とする。

例

・学校が地域の成人のために10週の夜間教育課程を設けるが、障害者またはゲイである申請者に入学登録を禁止する。これは、直接差別になる。

93条：レクリエーションまたは訓練の便宜

効果

318 本条は、レクリエーションまたは訓練の便宜を供与する地方当局が、便宜が供与されるべきである者を決定する条件と便宜が供与される条件において人に対し差別、ハラスメントまたは見せしめの不利益取扱いを行うことを違法とする。本条はまた、上記の地方当局に、障害者にそのような便宜とサービスを提供する際に合理的調整を行う義務を課す。

319 関係するレクリエーションと訓練の便宜は、1996年教育法507A条または507B条の下でイングランドで供与されるものであり、センター、公園およびスポーツの便宜のようなものを含む。

背景

320 これらの規定は、1995年障害者差別禁止法の規定の効果を複製し、本章により対象とされるすべての保護される特徴に保護を拡大することを目的とする。

例

・地域の学校からの子どものために夏のキャンプを開催する地方当局が、その子どもが障害者またはイスラム教徒であるという理由だけで子どもからの申請を拒否する。これは、直接差別になる。

第94条：解釈と例外

効果

321 本条は、「学生」と「総合大学」のような本章において使用される用語により意味されるものを説明する。本条はまた、カリキュラムの内容に関して行われるいかなるものにも本章の禁止は適用されないことを明確にする。これは、高等ならびに継続教育部門における施設が、問題、理念および資料の完全な範囲をそのシラバスに含み、学生をすべての種類の考えと理念に曝すことを行う能力を法が禁止しないことを保障する。しかしながら、カリキュラムが教えられる方法は、学生が差別またはハラスメントを被らない方法で問題が教えられるように91条2項a号における教育への言及により対象とされる。

322 本条はまた、本章の規定の例外を規定する附則12に効力を与える。

背景

323 これらの規定は新しいが、2006年平等法における学校教育での宗教・信条を理由とする差別に関する例外に基づき、本章により対象とされるすべての保護される特徴にわたり高等・継続教育施設における教育に明示的にその例外を拡大する。

例

・単科大学の課程がフェミニズムに関する単位を含む。これは、男子学生に対する差別にならない。

・総合大学が学生に計画または論文のためにコンピュータの利用を要求する。これは、現代技術の利用を拒否する党派のメンバーに対する間接差別にならない。

第3章：一般的資格付与団体

第95条：本章の適用

効果

324 本条は、資格付与団体による差別、ハラスメントまたは見せしめの不利益取扱いを禁止する法のこの章が、婚姻またはシビル・パートナーシップ

の地位を理由に対象とされる事情においてそのような団体が人に対し差別またはハラスメントを行うことを違法にしないことを規定する。

背景

325 本条は、適切な監督者に責任を課すことを含む修正に服して従前の立法における類似の規定の効果を複製することを目的とする。

第96条：資格付与団体

効果

326 本条は、資格付与団体が資格を付与する者を決定ための仕組みとどのような資格が付与される条件において人に対し差別、ハラスメントまたは見せしめの不利益取扱いを行うことを違法とする。資格付与団体は、97条に定義される。

327 本条はまた、障害者のために合理的調整を行う義務を資格付与団体に課す。本条は、合理的調整義務に服さない事項を特定することができる「適切な規制者」を任命する閣内大臣、国務大臣、スコットランドの大臣およびウェールズの大士の権限を含む。たとえば、特定の資格を取得するために特定の点数に達することが必要であることは、合理的調整に服しないと特定することができる。適切な規制者はまた、どの合理的調整が行われるべきではないかを特定することができる。たとえば、試験を完成させるためまたは朗読者を提供するために追加の時間を認めることは適切であるが、試験の一部を免除することはそうではない。そうするうえで、適切な規制者は、障害者が不利益を被る程度を最小限にする必要と資格付与の完全性を保護し公的信用を維持する必要を考慮しなければならない。障害を持つ候補者の資格がその他の者の資格よりも高いとみなされて、合理的調整が行われたことにより劣っているとみなされることはないことをその候補者が知ることが重要である。そのような事項を特定する前に、適切な規制者は、適切であると考える者と協議しなければならず、特定された事項を公表しなければならない。

背景

328 これらの規定は、1995年障害者差別禁止法の規定に類似する規定を制

定するとともに本章により対象とされるすべての保護される特徴に保護を拡大することを目的とする。合理的調整が障害を持つ候補者のために行われる必要がない場合に関する規定に一部の変更がある。従前、付与団体は、資格基準に合理的調整を行うことを要求されなかったが、これらの資格付与において資格基準に関する混乱があった。これらの規定の下で、協議の後、合理的に調整することができないものについて決定を行い、そして、上記320で記されたように、その決定を行う際に所定の義務を負うのは規制者である。これは、合理的調整の適用においていっそう多くの透明性と首尾一貫性を生み出すことになる。

例

- ・資格付与団体が、少女の性を理由に工作のGCSE [一般中等教育修了試験] を少女が受けることを認めることを拒否する。これは、直接差別になる。
- ・視覚に損傷がある候補者が、彼女が国語のGCSE試験を読むことができるために資格付与団体により修正された用紙(拡大印字)を与えられる。
- ・規制者が、適切な協議の後で、総点数の特定の比率を超える資格付与の構成単位からの免除を与えることにより資格付与団体は合理的調整を行うことはできない要件を公表する。
- ・規制者が、適切な協議の後で、GCSEの国語の試験の独立した読解の要素における朗読者のような特定の合理的調整を資格付与団体は利用しない要件を公表する。これは、別段この特定の調整の権利を有する障害を持つ候補者に対する違法な差別にならない。

第97条：解釈

効果

329 本条は、96条で使用される用語により意味されるものを説明する。本条は、資格付与団体を資格を付与する機関または団体と定義し、そうではないものを定める。本条はまた、資格を一種の認証または授權と定義する。

背景

330 本条は、従前の立法の効果複製することを目的とする。

例

- ・ E d e x c e l は、資格付与団体の例である。
- ・ G C S E は、資格の例である。

第4章：その他

第98条：合理的調整

効果

331 本条は、障害を持つ生徒が障害を持たない生徒と比較して実質的に不利益を被らないことを保障するために合理的調整を行うことに関する附則13の規定を導入する。これらの規定は、同附則の注釈においていっそう詳細に説明される。

第99条：教育的慈善事業と寄付

効果

332 本条は、単一の性に給付を制限する教育的慈善事業に関する附則14の規定を導入し、そのような制限が修正されることを規定する。

第7部：団体

第100条：この部の適用

効果

333 本条は、団体による差別、ハラスメントおよび見せしめの不利益取扱いを禁止する法のこの部が、婚姻またはシビル・パートナーシップを理由に団体が人に対し差別またはハラスメントを行うことを違法としないことを規定する。

334 本条はまた、差別、ハラスメントまたは見せしめの不利益取扱いの行為が、サービスと公務、労働または教育を対象とする法の各部により違法とされる場合、この部の規定よりもむしろそれらの規定が適用されることを規定する。

背景

335 本条は、従前の立法の立場を複製することを目的とする。

第101条：メンバーと準メンバー

効果

336 本条は、団体が既存のまたは将来のメンバーまたは準メンバーに対し差別、ハラスメントまたは見せしめの不利益取扱いを行うことを違法にする。これは、保護される特徴を理由に団体が将来のメンバーにメンバー資格を拒否するまたはいっそう不利益な条件でメンバー資格を与えることはできないことを意味する。しかしながら、本条は、保護される特徴を共有する人々に団体がメンバー資格を制限することを妨げない（附則16を見よ）。本条はまた、この部により対象とされる特徴を理由に、とりわけ団体が既存のメンバーまたは準メンバーに給付へのアクセスを拒否するあるいはメンバー資格または準メンバーとしての権利を剥奪することはできないことを意味する。

背景

337 従前の立法は、人種、障害および性的傾向を理由とする既存のまたは将来のメンバーまたは準メンバーに対する団体による差別、ハラスメントまたは見せしめの不利益取扱いからの保護を規定した。本条は、従前の立法の規定の効果を複製するとともにジェンダー、年齢、宗教・信条、妊娠と出産およびジェンダー再配置の特徴に保護を拡大することを目的とする。

例

・紳士のクラブが、男性がイスラム教徒であることを理由に彼のメンバー資格の申請を承認することを拒否するまたは彼にいっそう高い会費を課す。これは、直接差別になる。

・両性のメンバーを有する私的ゴルフクラブが、その女性のメンバーに特定の日にのみプレイすることを要求する一方で、男性のメンバーにはいつでもプレイすることを認める。これは、直接差別になる。

第102条：ゲスト

効果

338 本条は、団体が既存のまたは将来のゲストに対し差別、ハラスメント

または見せしめの不利益取扱いを行うことを違法にする。とくに、団体は、特定の特徴を理由にゲストとして人を招くことを拒否するまたは団体がその他のあり得るゲストに適用しないであろう特定の条件でその者を招くことはできない。同じく、単に保護される特徴を理由にまたはその他の不利益を受けてゲストが給付に対するアクセスを拒否されることはない。

背景

339 従前の立法は、障害のみを理由に団体の既存と将来のゲストに保護を提供した。本条は、この部により対象とされるすべての保護される特徴に類似の保護を拡大する。

例

・団体が、単にメンバーの障害を持つ妻が車椅子の利用者であることを理由に、すべてのメンバーのパートナーに開かれている年次晩餐会に彼女を招くことを拒否した。これは、直接差別になる。

第103条：第101条と第102条：追加規定

効果

340 本条は、団体に障害を持つメンバーとゲストのために合理的調整を行う義務を課す。

341 本条はまた、宗教・信条または性的傾向を理由とするメンバー、将来のメンバー、準メンバー、ゲストおよび将来のゲストのハラスメントを法は禁止しないことを規定する。

第104条：候補者の選考

効果

342 本条は、選挙される機関における特定の保護される特徴を持つ人々の代表不足に取り組むために選挙候補者の選考に関して登録政党が手配を行うことを認める。

343 これらの手配は、選挙候補者の単一性の予備選挙候補者名簿を含むことができるが、その他の保護される特徴を持つ人々に予備選挙候補者名簿を制限することはできない。単一性の予備選挙候補者名簿の例外を除き、本条

の下で行われる手配は、代表不足を減らすことの釣り合いの取れた手段でなければならない。

344 本条は、国会、地方政府、欧州議会、スコットランド議会およびウェールズ国民議会の選挙に関する候補者の選考に適用される。

背景

345 性について、本条は、候補者の選考に関して2002年性差別禁止（選挙候補者）法により改正された1975年性差別禁止法に含まれる類似の規定の効果を複製する。その他の保護される特徴について、それが釣り合いが取れている場合（特定の保護される特徴を持つ人々に予備選挙候補者名簿を制限することとは別に）選挙される機関における代表不足に取り組むために政党がその選考の仕組みに措置を講じることを認める新しい規定を本条は導入する。たとえば、これは、人種、障害等のような特定の保護される特徴を持つ人々のために政党が関係する選挙の予備選挙候補者名簿を空けておくことを認める。

例

- ・女性が政党の国会議員において代表不足のままである限り、政党は、国会の特定の選挙区を代表するために将来の候補者の女性のみの予備選挙候補者名簿を持つことができる。

- ・政党は、地方政府の補欠選挙のための黒人またはアジア系の候補者のみの予備選挙候補者名簿を持つことはできない。しかしながら、特定の地方議会の政党の選挙される議員の中でアジア系の代表が不足している場合、その政党は、補欠選挙の予備選挙候補者名簿にアジア系の候補者のための特定の数の席を取っておくことを選択することができる。

第105条：期限規定

効果

346 本条は、登録政党による候補者の選考に関して104条の規定と連動する。本条は、閣内大臣により行われる命令が2030年末以降も選挙される機関における代表不足に取り組むための選挙候補者のための単一の性の予備選挙候補

者名簿を延長しない限り、同名簿を認める104条7項の規定が2030年末に自動的に廃止されることを規定する。

347 本条はまた、2002年性差別禁止（選挙候補者）法の類似の規定が北アイルランドに適用される限り、同規定の終了日を2030年までに延長する。

背景

348 本条は、2002年性差別禁止（選挙候補者）法の類似の規定を複製するが、同規定の終了日を2030年までに延長する。

第106条：候補者の範囲における多様性に関する情報等

効果

349 本条は、登録政党に対し、選考を求める党の候補者の多様性に関するデータを公表することを要求する規則を制定する権限を閣内大臣に与える。規則を制定する権限は、確認決議手続に服する。とりわけ、どの政党にデータを公表する義務が適用されるか、どのデータが公表されるべきか、そしていつ公表されるべきかを定めることが利用されることができる。公表の要求は、年齢、障害、ジェンダー再配置、人種、性、性的傾向および宗教・信条の保護される特徴の一部または全部に関する多様性のデータに適用されることができる。公表の要求を執行するのは、平等・人権委員会になり、法の附則26の13条により2006年平等法に挿入される規定は、同委員会がそうするために既存の権限を行使することができることを明確にする。

350 候補者は、登録政党により要求される情報の一部または全部を開示することを拒否することは自由になる。データは、匿名の様式で公表されることになる。

351 背景

352 これは、新しい規定であり、いっそう広範な代表を奨励し民主的プロセスにすべてのグループを関与させることを増やすための手段として、登録政党は、その候補者選考の多様性に関する匿名の情報を公表することを要求されるとの国会審議に関する庶民院議長の会見により行われた勧告に対応する。

例

・所定の数を超える候補者を擁立する政党に対し、総選挙の6か月後、同選挙に立候補したすべての候補者のジェンダーと人種に関する匿名の多様性のデータを公表することを規則は要求することになる。

第107条：解釈と例外

効果

353 本条は、法の第7部において使用される用語により意味されるものを説明する。本条は、メンバー資格へのアクセスが規則により統制されて属人的規準に基づく真正な選考プロセスを含む25人以上のメンバーを有する集合体として団体を定義する。本条は、その定義により要求されるメンバーの数を変更するようにこの定義を改正する権限を国務大臣に与える。

354 本条はまた、特定の団体の何らかの種類のメンバー資格を有する者は、団体のメンバーではないが、別の団体のメンバーであることの結果として多くのメンバーの権利を有する準メンバーと同様に、この部により保護されることを規定する。

355 法のこの部に適用される例外は、附則16に含まれる。

背景

356 団体の定義の実質は、1976年人種関係法において使用された定義から変更されないままである。

例

・団体は、以下を含む。メンバー資格の申請者が、その他のメンバーにより支援される属人的申請を行い、何らかの種類の選考プロセスを通過することを要求される私的メンバーのゴルフクラブと紳士クラブ。

・メンバー資格は、完全なメンバー資格、準メンバー資格、一時的メンバー資格および1日メンバー資格を対象とする。

・必要な「メンバー資格」料金の支払が加入許可を保障するために要求されるすべてであるカジノ、ナイトクラブおよびジムは、この部の目的のための団体ではない。その代わりに、これらは、公衆に供給されるサービスに関係

する第3部の規定により対象とされる。

・加入許可を統括する公式の規則を有しないまたはメンバー数が25人未満である友人のグループにより運営される読書クラブは、この部の目的のための団体ではない。

第8部：禁止行為：附随

第108条：終了した関係

効果

357 本条は、法により対象とされる関係が終了した後、誰かに対し差別するまたはハラスメントを行うことを違法とする。

358 本条は、雇用、または物資、便宜もしくはサービスの供給においてある者が別の者に対し差別するまたはハラスメントを行うことを法が禁止する従前の関係を対象とする。本条は、関係の存在から結果し、密接に関連する法により違法とされた種類の取扱いが、たとえその関係がもはや存在しなくても依然として違法であることを保障することを目的とする。

359 問題の関係がその日の前に終了したか否かにかかわらず、法が施行される後に行われる行為にこの規定は適用される。本条が施行される前に行為が行われた場合、それは、現行立法の下で処理される。

360 障害者が障害者ではない者と比較して実質的に不利益を被ることを継続する場合、関係が終了した後でも本条は、障害者のための合理的調整を要求する。ある者が合理的調整を行う義務を遵守しない場合、その者は、障害者に対し差別したと考えられることになる。

361 本条の違反は、あたかもその取扱いが関係の期間中に行われたのと同じ執行手続を発動させる。しかしながら、対抗される取扱いが見せしめの不利益取扱いを構成する場合、それは、本条ではなく見せしめの不利益取扱いの規定の下で処理されることになる。

背景

362 本条は、従前の立法の類似の規定を置き換える。本条はさらに、宗教・

信条および性的傾向を理由とする職場外の差別を対象とするために、関係が終了した後に保護を拡大する。年齢保護規定が開始される場合、本条は、職場外の年齢差別とハラスメントに対し同様な保護を規定する。

例

- ・学校または使用者が、宗教・信条を理由に元の生徒または被用者に証明書を与えることを拒否する。これは、直接差別になる。
- ・事業関係が終了した後に、建築士または鉛管工が、従前の顧客に対し彼女の性を理由に乱暴で敵対的な言葉を向ける。これは、ハラスメントになる。しかしながら、その取扱いの理由が顧客の性ではなく、たとえば、支払をめぐる紛争の場合、それは、ハラスメントにならない。
- ・障害を持つ元の被用者の給付は、会社の社内運動施設の生涯利用を含む。使用者または施設の所有者は、元の被用者が退職した後でも彼女がその施設を利用することを継続することを可能にするために合理的調整を行わなければならない。

第109条：使用者と本人の責任

効果

363 本条は、雇用の過程で被用者によりまたは本人の授権の下で行動する代理人により行われた差別、ハラスメントおよび見せしめの不利益取扱いの行為について使用者と本人に責任を負わせる。本条は、使用者または本人がそのような行為について知っているまたは是認するか否かを問題にしない。

364 しかしながら、被用者が違法に行動することを防止するためのあらゆる合理的な措置を講じたことを証明することができる使用者は、責任あると判断されない。

365 法第12部の障害者のための運輸サービスを供給する者を除いて、被用者または代理人により犯される法の下での刑事犯罪に使用者と本人が責任あると判断されることはできない。

背景

366 本条は、従前の立法の類似の規定を置き換える。本条は、使用者と本

人が支配する者の行為に彼らが責任を負うことを保障することを目的とする。本条は、違法な行為を行う者と彼らが行動することがその利益になる者双方が、適切場合に責任を負うと判断することができることを保障するために、「被用者と代理人の責任」（110条）、「違反の指示、原因または誘致」（111条）、「違反の幫助」（112条）に関する規定と協働する。

例

・家主（本人）は、代理人に財産の賃料を集金することを指示する。代理人はアジア人のカップルに対しハラスメントを行い、彼らは提訴し、代理人は違法に行動したと判断される。たとえ本人が代理人の行為を知らなくてもハラスメント規定に違反することに責任があると本人は判断されることになる。

・店主は、彼女の被用者が障害を持つ顧客に奉仕することを拒否していることを知るようになる。使用者は被用者に対し障害を持つ顧客をその他の顧客と同じように取り扱うことを話し、被用者を多様性訓練課程に送る。しかしながら、被用者は、障害を持つ顧客を不利益に取り扱うことを継続する。あるそのような顧客が被用者と使用者双方を提訴する。被用者が差別的方法で行動することを止めるために使用者があらゆる合理的な措置を講じたことを証明することにより使用者は責任を回避することができる。

第110条：被用者と代理人の責任

効果

367 109条を理由に使用者も責任を負うまたは被用者が関係することを行うことを防止するためにあらゆる合理的な措置を講じた防御以外に責任を負うことになる場合に、本条は、雇用の過程で犯された違法な行為に被用者に個人的に責任を負わせる。代理人は、本条の下で本人の授権の下で犯された違法な行為に個人的に責任を負うことになる。しかしながら、その行為は適法であると被用者または代理人が使用者または本人から告げられ、これが真実であると合理的に考える場合、被用者または代理人に責任はない。

368 使用者または本人が法の下で何かを行うことの適法性について故意または不注意に虚偽の発言を行う場合、4項と5項は、（現行）5000ポンド以

下の罰金で処罰される犯罪とする。

369 本条は、学校に関して障害を理由に被用者または代理人により行われた差別的行為に適用されない。なぜならば、学校における障害者差別の訴えは、個人に対して執行されることはできないから。

背景

370 本条は、従前の差別禁止立法における「違法な行為の幫助」規定の要素の一部を編入する。本条は、いっそう直接的なアプローチを取り、従前の規定と異なり被用者または代理人がその行為が違法であることを知っていたことを証明する必要はない。

例

・工場労働者は、女性の同僚に対し人種的ハラスメントを行う。工場の所有者はその労働者の行動に責任があるが、そのハラスメントを止めるためにあらゆる合理的な措置を講じたことを証明することができる。同僚は、依然として工場労働者を雇用審判所に提訴することができる。

・本人は代理人に対し彼女の代わりに製品を販売することを指示する。代理人は障害を持つ顧客に対し差別する。本人と代理人双方とも責任があるが、本人により提供された証拠が代理人に与えられた授權は差別的な方法で授權された行為を遂行することに及ばないことを指摘すると裁判所は判断することができる。障害を持つ顧客は、依然として代理人を提訴することができる。

第111条：違反の指示、使役または誘致

効果

371 本条は、ある者が別の者に対し差別する、ハラスメントを行うまたは見せしめの不利益取扱いを行うことを誰かに指示する、させるまたは誘致するもしくはそうすることを試みることを違法とする。

372 指示の相手と意図された見せしめの相手が結果として被害を被る場合、その指示が実行されるか否かにかかわらず、本条は、双方の相手に救済を提供する。

373 しかしながら、指示を与える者が、差別、ハラスメントまたは見せし

めの不利益取扱いが禁止される関係を指示の相手と持つ場合にのみ本条は適用される。

374 平等・人権委員会は、2006年平等法の下でのその法定権限を行使して本条を執行することができる。同じく、指示の相手と意図された見せしめの相手は、彼らが結果として被害を被った限り、指示を与える者に対し本条の違反の個別的訴えを提起することができる。指示の相手により提起される訴えは、指示を与える者に対する差別、ハラスメントまたは見せしめの不利益取扱いによる直接の訴えと同じ法廷（雇用審判所または県裁判所）で処理されることになる。指示を与える者に対し意図された見せしめの相手により提起された訴えは、指示を実行する者に対する差別、ハラスメントまたは見せしめの不利益取扱いによる訴えと同じ法廷で処理されることになる。

背景

375 本条は、人種、性、ジェンダー再配置、妊娠・出産、年齢（職場内）、障害（職場内）、宗教・信条（職場外）および性的傾向（職場外）に関する従前の立法の規定を置き換える。本条は、法の対象とされるすべての分野のすべての保護される特徴に保護を拡大し、平等・人権委員会が本条に反するあらゆる行為に関し執行手続を行うことを認める。（従前、平等・人権委員会の執行権限は、保護される特徴と差別する指示に関する規定が存在する分野の間でさえ画一的ではなかった。）指示された者が提訴することを明示的に認める規定は新しく（そのような規定が既に存在する職場のための年齢以外で）、コモンローの現在の立場を法典化することを目的とする（*Weathersfield v Sargent*[1999]IRLR94を見よ）。たとえ指示が実行されない場合にも意図された見せしめの相手が提訴することを明示的に認める規定も新しく、現行立法の下の保護についてのいっそう多くの明確性を保障することを目的とする。

例

・一般医は彼の受付係にアジア系の名前を持つ者を登録しないことを指示する。そうしないことにより被害を被る場合、受付係は一般医に対する訴えを

持つことになる。潜在的な患者がその指示が与えられたことを発見し、登録の申請を外される場合、彼女も一般医に対する訴えを持つことになる。一般医に対する受付係の訴えは、それが雇用に関係するので、雇用審判所に提起されることになるが、潜在的な患者の訴えは、それがサービスに関係するので、県裁判所に提起されることになる。

第112条：違反の幫助

効果

376 本条は、法の下で違法であることを知る行為を誰かが行うことをある者が幫助することを違法とする。しかしながら、幫助する者がその行為は適法であると告げられてその者がこれが真実であると合理的に考える場合に、これは違法ではない。

377 本条は、法の下で何かを行うことの適法性について故意にまたは不注意に虚偽の発言を行うことを（現行）5000ポンド以下の罰金により処罰される犯罪とする。

378 執行目的のために、違反の幫助の禁止の違反は、違反自体と同じく法の手続の下で処理される。

背景

379 本条は、従前の立法の類似の規定の効果を複製することを目的とする。本条は、法により禁止されることを知る何かを別の者が行うことを幫助する者が自分自身で責任を負うことを保障する。「使用者と本人の責任」（109条）、「被用者と代理人の責任」（110条）、「違反の指示、使役または誘致」（111条）に関する規定と一緒にあって、本条は、違法な行為を行う者と彼らが行っていたことを代表するまたは幫助する者双方とも、適切な場合に責任があると判断されることができるとを保障することを目的とする。

例

・新しい賃借人がゲイであることを認めることに基づいて、特定の便宜が賃貸契約の部分ではないことを主張して、特定の便宜へのアクセスを彼に拒否することにより、家主は彼を差別する。別の賃借人はこれが虚偽であること

を知るが、問題の便宜へのアクセスを新しい賃借人に拒否することにおいて家主に負担する。新しい賃借人は、家主と彼を幫助した賃借人双方に対し差別の訴えを提起することができる。

第9部：執行

第1章：序

第113条：訴訟

効果

380 本条は、第9部の規定を法の下で行われる訴訟に適用する。これらの訴えは、県裁判所（スコットランドの執行官裁判所）または雇用審判所のいずれかに提起されなければならない。114条ないし120条は、どの訴えが民事裁判所に提起されるべきでどの訴えが審判所に提起されるべきかを定める。

381 本条は、2006年平等法第1部の平等・人権委員会の執行権限に影響しない。本条は、司法審査手続（またはスコットランドの同等のもの）もしくは法の規定の遵守に関する特定の入国管理手続を妨げない。

背景

382 本条は、従前の立法の類似の規定を置き換える。

第2章：民事裁判所

第114条：管轄権

効果

383 本条は、県裁判所または（スコットランドで）執行官裁判所が審査する管轄権を有する法の下での訴えの種類を定める。これらは、サービスの供給、公務の行使、施設の処分と管理、教育（障害に関する以外）および団体に関する訴えである。

384 差別事件を審査する際に判事または執行官は、裁判所を援助するために補佐人を任命することになると想定される。しかしながら、そうしない十分な理由がある場合には補佐人が任命される必要はない（たとえば、判事自

身の経験のレベルの評価の後、事件の性質および申立人の希望)。

背景

385 本条は、従前の立法の規定の効果を複製することを目的とする。しかしながら、初めて法は、スコットランドの学校の場合の障害者差別が、従前審査された執行官裁判所よりもむしろ付加的支援ニーズ審判所（スコットランド）で審査されることを可能にする。

386 従前、人種と性差別のみに関与する事件で2人の補佐人が判事と同席した。本条は、性的傾向または宗教・信条のような保護される特徴に基づく差別事件のために補佐人を設ける必要を拡大するが、各事件で利用される補佐人の数を1人に減らす。

例

・女性がゴルフクラブに加入したが、彼女が女性であることを理由に火曜日の午後のみ彼女はゴルフをすることを認められ、クラブのバーへのアクセスを認められない。彼女は、県裁判所または（ゴルフコースがスコットランドにある場合）執行官裁判所に差別の訴えを提起することができる。

・ゲイの男性が地方当局の地域の居住用住宅を申請したが、すべての同性愛者は一緒に住むので三つの住宅群のみから彼は選択することができると告げられる。彼は、県または執行官裁判所に差別の訴えを提起することができる。

第115条：入国の場合

効果

387 本条は、入国手続で処理されているので法の下での訴えが県または執行官裁判所の管轄外にあるものを定める。これらは、人が連合王国に入国または滞在することができるか否かに関する決定に関する訴え、（サービスと公務を扱う）法の第3部の違反の有無に関する問題が入国手続で生じて否認されるか、または上訴で提起されることができる場合の訴えである。

背景

388 本条は、従前の立法の規定の効果を複製することを目的にする。

第116条：教育の場合

効果

389 本条は、県および執行官裁判所の管轄外である法の下での教育に係る訴えを定める。これらは、代わりに特別審判所に提起されるべきである学校における障害を理由とする差別についての訴えである（イングランド・ウェールズとスコットランドのために別々の審判所がある）。

背景

390 イングランドとウェールズの状態は変更のないままである。114条に関して述べたように法は初めて、スコットランドの学校の場合の障害者差別が、従前審査された執行官裁判所よりもむしろ付加的支援ニーズ審判所（スコットランド）で審査されることを可能にする。

第117条：国家安全保障

効果

391 県または執行官裁判所は、国家安全保障を保護するために手続の間に多様な措置を講じる必要がある。本条は、民事手続規則委員会（イングランドとウェールズについて）と執行官裁判所規則協議会（スコットランドについて）が手続の一部または全部から申立人、代理人または補佐人を排除する、手続が始まる前に排除された申立人または代理人が声明を行うことを認める、そして事件の是非に関する判断のための理由の一部または全部の秘密が保たれることを保障することを裁判所に可能にするために裁判所規則を制定することを可能にする。申立人またはその代理人が手続から排除される場合、申立人の利益を代表するために特別弁護人を任命することができる。

背景

392 本条は、従前の立法の権限を複製し拡大することを目的にする。従前の権限は、一部の差別手続に関して適用されたが性的傾向と年齢に関与するものには適用されなかった。本条は、権限を拡大する結果、それはすべての保護される特徴に適用される。

第118条：期限

効果

393 申し立てられた違法な行為が行われてから6か月以内に人は県および執行官裁判所に法の下での訴えを提起しなければならない。人がその期間の後に訴えを行うことを希望する場合、裁判所がこれを認める許可を与えるか否かは裁判所の裁量による。裁判所により適用される基準は、事情における「公正かつ公平である」ものである。

394 この原則の例外は、6か月以内に学生不服申立制度または調停のために平等・人権委員会に付託された訴えについてである。これらの場合訴えを提起するための期限は、9か月に増やされる。入国機関の決定に関与する訴えにおいて、第3部の違反があるとその機関が裁定し、その裁定がもはや上訴されることができない場合に、6か月の期間が始まるのみである。

395 法の下での訴えが生じる行為がある期間中継続する場合、期限はその期間の終了時に開始する。行為が何かをしないことから構成される場合、人が問題のことをしないことを決定するときに期限は開始する。逆の証拠がない場合、これは、問題の行為をすることと衝突する何かを人が行うときか人がそのことを行うことが合理的である時間の終了時のいずれかである。

背景

396 本条は、従前の立法の規定の効果を複製することを目的にする。ただし、学生不服申立制度と調停のために平等・人権委員会により付託される申立に関し、いっそう長い期限を認める規定は新しい。

第119条：救済

効果

397 本条は、法の下での訴えを審査する県および執行官裁判所に高等法院またはスコットランド高等民事裁判所が不法行為訴訟または司法審査を求める訴えにおいて与えることができるいかなる救済も与える権限を与える。利用できる主な救済は、損害賠償（感情の損害のための補償を含む）、差止命令および宣言である。間接差別に基づく事件において、被申立人が申立人を不利益に取り扱うことを意図しなかったことを証明する場合、裁判所が利用できるその他の救済を検討するまで損害賠償の裁定を検討することはできない。

398 そうすることが刑事捜査または訴訟を侵害する場合、裁判所は、差止め命令のような一部の救済を与えることはできない。

背景

399 本条は、従前の立法の規定の効果を複製することを目的にする。

第3章：雇用審判所

第120条：管轄権

効果

400 本条は、雇用審判所が審査する管轄権を有する法の下での訴えの種類を定める。これらは、労働の文脈（下請労働者、パートナー、役職保持者、バリスタとアドボケイトを含む）における差別に関与する事件である。雇用審判所の管轄権は、（雇用条件のいずれかを対象とすることができる）労働協約の条件と法により禁止される取扱いを規定するので145条の下で執行することができない企業規則についての事件も含む。これは、法の145条で明らかにされる。

401 本条はさらに、雇用審判所に差別禁止規則の違反に関する申立を審査する管轄権を与える。平等条項または平等規則の違反に関する申立を審査するための管轄権は、127条に定められる。雇用審判所はさらに、職域年金制度（61条4項に定義される）に関する責任者により行われる自己の権利と同制度の労働者またはメンバーもしくは将来のメンバーの権利についての宣言のための申立について裁定を行うことができる。

背景

402 本条は、従前の立法の規定の効果を複製することを目的にする。

例

・労働者は、同僚労働者により人種的に侮辱された。彼女は、雇用審判所に差別の訴えを提起することができる。

・ゲイの男性が会計士企業のパートナーになるために申請したが、彼がゲイであることを理由に、面接に招待されたその他の候補者と同等にまたはそれ

以上に資格があるにもかかわらず、彼は面接に招待されなかった。彼は、雇用審判所に差別の訴えを提起することができる。

第121条：軍隊の場合

効果

403 本条は、雇用審判所に法の労働規定の下の訴えを提起する前に、軍隊のメンバーは、軍隊内部の不服申立手続を通してその申立を提起しなければならない、その申立を取り下げてはならないことを定める。申立人が内部の申立を適正に進めることをしない場合には、特定の事情において、その申立は、あたかも取り下げられたように扱われる。内部の不服申立手続は、申立人が雇用審判所に訴えを提起するまえに、結論を出す必要はない。

背景

404 本条は、従前の立法の規定の効果を複製することを目的にする。

例

・昇進を外されたことにより差別されていると考える黒人の兵士は、雇用審判所に訴えを提起する前に内部の不服申立を行わなければならない。

第122条：裁判所による審判所等への付託

効果

405 法は、民事裁判所が、年金制度が差別的な方法で運用されるという訴えを検討することを妨げない。本条は、雇用審判所がそのような訴えを処理することまたはそのような訴えに関する問題を雇用審判所に付託することがいっそう便宜的である場合に、裁判所がそのような訴えを排除することを可能にする。

背景

406 雇用審判所は、労働の文脈における差別に関する訴えを処理する専門的知識と手続を持ち、本条は、そのような問題を審判所に付託する権限を裁判所に与える。本条は、従前の立法の類似の規定を反映する。

例

・年金制度のメンバーである被用者は、使用者がその制度を差別的な方法で

運用すると申し立てて使用者を裁判所に訴える。裁判所は、その問題を雇用審判所に付託することを決定し、審判所の裁決まで事件を延期する。

第123条：期限

効果

407 本条は、雇用審判所における事件のための期限を扱う。申し立てられた行為が行われてから3か月以内に人は訴えを提起しなければならない。その原則の例外は、6か月以内に提起しなければならない軍隊の不服申立に關与する事件である。人がその期間の後で訴えを行うことを希望する場合、審判所が彼らにそうすることを認める許可を与えるか否かは審判所の裁量である。審判所により適用される基準は、その事情において「公正かつ公平」であるものである。

408 法の下での訴えが生じる行為がある期間の間継続する場合、期限は、その期間の終了時に開始する。行為が何かをしないことから構成する場合、人が問題の行為をしないことを決定するときに期限は開始する。逆の証拠がない場合、これは、問題の行為をすることと衝突する何かを人が行うときか人がそのことを行うことが合理的である時間の終了時のいずれかである。本条は、以下の129条により対象とされる平等条項または平等規則の違反には適用されない。

背景

409 本条は、従前の立法の規定の効果を複製することを目的にする。

第124条：救済：一般

効果

410 本条は、法の下での事件を審査する雇用審判所が利用できる救済を定める。しかしながら本条は、132条、133条および134条で扱われる平等条項または平等規則の違反には適用されない。

411 雇用審判所は、申立人と、または被申立人の権利に関して宣言を行い、感情の侵害のための損害賠償を含む補償金の支払を命じ、そして適切な勧告を行うことができる。補償金の尺度は、たとえば、過失の訴えの不法行為の

訴えに適用されるものであり、そこでは、違法な行為が行われなかった場合と可能な限り同じ状況に補償金は申立人を置く。

412 審判所が勧告を行う場合、成功する訴えを生じさせた被申立人の行動の個々の申立人に対する否定的な影響を減らすことのみを目的にしなければならないことはなく、いっそう広範な労働者層に対するその影響を減らすことを目的にすることができる。勧告は、所定の期間内に被申立人が特定の行動を取ることを述べなければならない。個々の申立人の利益のために行われた勧告のみが遵守されないいかなる場合でも、審判所は、補償金を裁定するまたは既に行われた裁定を増やす権限を持つ。

413 申立人を不利益に取り扱う意図がなかったことを被申立人が証明する間接差別の場合、審判所が宣言または勧告のいずれを行うかを最初に検討しない限り審判所は申立人に損害賠償を裁定することができない。

背景

414 本条は、雇用審判所が宣言を行う、補償金の支払を命じるそして勧告を行う従前の立法の規定の効果を複製することを一般的に目的にする。しかしながら、その立法の下で雇用審判所が行うことができた勧告は、個々の申立人の利益のためだけに行うことができた。法は、勧告権限を拡大する結果、雇用審判所は、申立人以外の者に利益をもたらす勧告を行うことができる。

例

・被申立人が機会均等政策を導入する、そのハラスメント政策がいっそう効果的に実施されることを保障する、機会均等とハラスメント・苦情処理手続を扱う見直しパネルを設置する、スタッフを再訓練する、またはスタッフの異動または昇進のために利用される選考規準を公にすることを審判所は勧告することができる。

第125条：救済：国家安全保障

効果

415 本条は、「国家安全保障手続」として計画された事件において雇用審判所が利用できる救済の種類を制限を定める。国家安全保障手続は、1996年雇

用審判所法または同法の下で制定された規則の多様な規定の下で命令が行われる手続である。

416 国家安全保障手続において、秘密諜報機関、秘密情報部、政府情報本部または政府情報本部を援助する軍隊の一部により行われるあらゆるものに勧告が影響する場合、被申立人の広範な労働者層の利益のために勧告は行われてはならない。そのような場合に、審判所は、個々の申立人の利益のために勧告を行うことに制限される。

背景

417 法は、申立人以外の者に利益をもたらすために勧告権限を拡大するので、この規定は、そのような勧告が国家安全保障に影響しないことを保障するために必要である。

第126条：救済：職域年金制度

効果

418 本条は、職域年金制度に関与する事件において雇用審判所が利用できる付加的救済を定める。これらは、被申立人が使用者、または年金制度の受託人もしくは管理者、そして年金制度のメンバー資格が提供される条件または既存の制度のメンバーがどのように取り扱われるかに申立が関係する事件である。これらの場合に審判所は、宣言、補償金および勧告に付加して、人がその制度のメンバーとして加入許可されるべきである条件についての宣言またはその制度の既存のメンバーが差別されない権利についての宣言をさらに行うことができる。

419 しかしながら、審判所は、感情の侵害または勧告を遵守しないことのためにのみ補償金を裁定することができる。審判所は、違法な差別により引き起こされた損害を申立人に補償することはできない。

背景

420 この規定は、従前の立法の規定の効果を複製することを目的にする。

第4章：条件の平等

第127条：管轄権

効果

421 本条は、雇用審判所が審査する管轄権を有する条件の平等に関する事件の種類を定める。審判所は、職域年金制度の規則における平等に関与する訴え（裁判所により審判所に付託されたものを含む）と妊娠と出産の平等に関する訴えを含む平等条項に関する訴えを審査し判断することができる。

422 責任者（使用者または年金制度受託人もしくは管理者のような80条で定義される）も、紛争または平等条項もしくは規則についての訴えに関する各当事者の権利の宣言を審判所に求めることができる。

423 軍隊のメンバーは、審判所に訴えを提起することができる前に軍隊の不服申立手続の下で申立を提起しなければならない。

424 本条は、平等条項または平等規則に関して裁判所または執行官が有する管轄権を変更しない。

背景

425 本条は、従前の立法の規定の効果を複製することを目的にする。

例

・雇用審判所は、平等条項の違反に関するそして年金制度に関する平等規則の違反に関する被用者、役職保持者または軍隊のメンバーにより提起された訴えを審査することができる。

第128条：裁判所による審判所等への付託

効果

426 法は、民事裁判所が平等条項または平等規則に関する契約上の訴えを検討することを妨げない。しかしながら、本条は、雇用審判所がそのような訴えを処理することまたはそのような訴えに関する問題を雇用審判所に付託することがいっそう便宜的である場合に、そのような訴えを排除する権限を裁判所に与える。

背景

427 雇用審判所は、労働の文脈における差別に関する訴えを処理する専門

的知識と手続を持ち、本条は、そのような問題を審判所に付託する権限を裁判所に与える。本条は、従前の立法の類似の規定を反映する。

例

・使用者は、被用者の雇用契約違反により彼女を民事裁判所に訴える。対応して、被用者は平等条項違反を反訴する。裁判所は、反訴を雇用審判所に付託することを決定し審判所の裁決まで事件を延期する。

第129条：期限

効果

428 平等条項または規則の違反による訴えを提起するまたはそのような条項または規則の効果についての宣言を申し立てることを希望する者は、雇用契約の終了から6か月以内に通常そうしなければならない。特定の事情において、本条は、申立人に訴えを行うためのいっそう多くの時間を与える。使用者が申立人についての情報を隠す場合または申立人が不能（141条で定義される）である場合にこれは適用される。軍隊のメンバーは、軍隊の不服申立手続の下で最初に申立を行わなければならないので、訴えを提起するために付加的な3か月を持つ。

背景

429 本条は、従前の立法の類似の規定を置き換える。期限は、所定の期間内に訴えが提起されることを要求することにより確実性を提供し、さらに申立人の訴えを主張する能力に影響する要素を考慮に入れる。

例

・軍隊の元のメンバーは、彼女の兵役条件について訴えを提起することを希望する。彼女は最初に軍隊の申立を行い、それから雇用審判所に平等条項の違反の訴えを提起する。平等条項の違反の訴えは、彼女の兵役期間が終了後9か月以内に雇用審判所に提起されなければならない。

第130条：第129条：補足

効果

430 129条の下で、平等条項の違反の訴えを提起するための期限は、標準の

場合に雇用が終了した日から6か月である（軍隊のメンバーについては9か月）。異なる期限が非標準の場合に適用される。本条は、標準の場合ではないものを定義する。

431 安定した労働の場合、一連の有期または短期契約と契約間の中断は、継続する単一契約とみなされる。標準の場合、期限は雇用契約の終了で開始する。安定した労働の場合、安定した労働関係が終了するとき期限は開始するにすぎない。

432 隠蔽の場合、使用者は被用者に関する情報を故意に隠す。被用者がその情報を発見するまたは合理的に発見できるときに期限は開始する。

433 不能の場合、不能が終了するときに適切な期限が開始することになる。141条は、人が不能である場合を定める。

434 本条は、軍隊のメンバーによる訴えと職域年金制度に関する訴えについて類似に規定する。

背景

435 本条は、従前の立法の類似の規定を置き換える。

例

・女性の自分自身のために決定する能力の一時的喪失を結果する精神保健の問題により彼女の雇用は終了する。彼女は、雇用審判所に平等条項の違反により訴えることができるが、そうするために十分健康ではない。彼女が訴えるために十分に回復するときに6か月の期限が開始する。

・女性が、同じ労働を行う男性の同僚が多く支給されると疑う。彼女の使用者は、彼女と同僚は同じ給与を得ることを再保障するが、彼は、その男性が契約の下で業績賞与も受け取ることを故意に彼女に告げない。彼女の男性の同僚は、彼女と賃金について話すことを拒否する。女性が雇用を止めて18か月後に男性の1人が彼女に話したとき彼女と男性の賃金の間の相違を彼女は発見するにすぎない。6か月以内に、彼女の契約が賞与の支給について規定していたならば彼女が受け取ったであろう賞与の支給の価値に基づいて彼女は審判所に同一賃金の訴えを行う。女性の雇用が終了後6か月を超えて彼女

の訴えが行われるにもかかわらず、彼女の使用者が彼女の給与が男性のものと同じであると考えるように彼女を故意に誤解させたことを彼女は証明する。彼女は、早期に真実を発見する手段を持たなかった。彼女の訴えは、隠蔽事件として進行することができる。

第131条：労働が同一価値であるか否かの評価

効果

436 申立人と比較対象者の労働が同一価値であるか否かを雇用審判所が判断しなければならない場合、勧告・調停・仲裁サービスにより任命される独立専門家にその問題についての報告を準備することを要求する権限を本条は雇用審判所に与える。

437 雇用審判所が報告の要求を取り消さない限り（その場合に雇用審判所は、雇用審判所が判断を行うことを専門家が援助しなければならないあらゆる文書その他の情報を与えることを専門家に要求することができる）、労働が同一価値であるか否かを判断する前に雇用審判所は、専門家の報告を待たなければならない。

438 関与する労働に関する職務評価研究があり、申立人の労働が比較対象者の労働と同一価値ではないとその研究が認める場合、その研究が差別的または信頼できないと疑う十分な理由を雇用審判所が持たない限り、雇用審判所は同じ判断に至ることを要求される。

背景

439 本条は、従来の立法の類似の規定を置き換える。

例

・女性は、彼女の職務が男性の比較対象者のそれと同一価値であると主張する。使用者は、審判所に職務評価研究を提出し、そこでは女性の職務は、彼女の比較対象者の職務よりも相対的に低い。使用者は審判所に女性の主張を退けることを要求するが、その研究は時代遅れで新しい技術から結果する職務の変更を考慮に入れないことから信頼できないことを女性は証明することができる。審判所はその研究の結論を無視することができ、申立人と比較対

象者の労働が同一価値であるか否かを判断することに進むことができる。

第132条：年金以外の場合の救済

効果

440 (年金制度に関する以外の) 平等条項違反の訴えが成功する場合、裁判所または雇用審判所は、その訴えの当事者の権利が何かを明確化する宣言を行うことができる。

441 裁判所または審判所はさらに、賃金の遅配または損害賠償を申立人に支払うことを使用者に命じることができる。遅配の計算のための使用される期間は、事件の種類に左右される。イングランド・ウェールズとスコットランドで提起される訴えについて異なる期間がある。イングランド・ウェールズに関する基本期間は、訴えが行われる日から6年である。スコットランドに関して、その期間は5年である。隠蔽そして、または不能に関与する事件のために特別の規定が定められる(135条に定められるように)。

背景

442 本条は、従来の立法の類似の規定を置き換える。

例

・女性の労働が彼女の男性の比較対象者と同じであり、彼女の賃金と彼女の男性の比較対象者のそれとの間の違いに加えて、社用車の利益のアクセスを彼女が拒否されたことを証明することに女性が成功する。申立人は、訴えの日から6年遡って賃金の格差を訴える権利を有する。彼女はさらに、社用車を利用しなかったことによる金銭的補償の権利を有する。

第133条：年金の場合の救済

効果

443 本条は、以下のことを雇用審判所が宣言することを認める。

平等規則または平等条項が、

・制度のメンバー資格に関して違反される場合、雇用審判所により特定される日から制度に加入許可される権利を申立人が有すること。もっともその日は、1976年4月8日より前ではない。

・制度の権利に関して違反される場合、その制度の下で取得したであろう権利を雇用審判所により特定される日から保障される権利を申立人が有すること。もっともその日は、1990年5月17日より前ではない。

444 しかしながら、本条は、審判所が申立人に補償金の裁定を命じることを妨げる。

背景

445 本条は、1995年職域年金制度（均等待遇）規則により改正された1970年同一賃金法の要件を複製する。

446 日付の制限は、欧州裁判所の判決に由来する。

・制度のメンバー資格について：1976年4月8日、*Defrenne v Sabena*((C 43/75)[1981]1 All ER 122;[1976]ECR 455)の判決日。欧州裁判所は、同一賃金原則は直接効果的であると判断して、ローマ条約119条（現在、欧州連合の任務に関する条約157条）は、判決前の給付期間に適用されるべきではないと判断した。

・制度の権利について：1990年5月17日、職域年金は、ローマ条約119条の目的のための同一賃金であることを確立した*Barber v Guardian Royal Exchange Assurance Group*((C 262/88)[1991]1 QB 344;[1991]ECR I -1889)の判決日。

第134条：年金受給者より提起された遅配の訴えの救済

効果

447 本条は、裁判所または雇用審判所が職域年金制度に関する平等条項または規則の違反により年金受給者に補償金が支払われることを要求することを認め、事件の様々な種類により遅配が裁定されるための期間を定める。イングランド・ウェールズの標準の場合には、期間は、訴えが行われる日より前の6年間である。様々な期間がイングランド・ウェールズで提起された事件とスコットランドで提起された事件に適用される。隠蔽そして、また是不能に関与する訴えのために特別な規定が定められる（135条に定められるように）。

背景

448 本条は、1995年職域年金制度（均等待遇）規則により改正された1970年同一賃金法の要件を複製する。

135条：補足

効果

449 雇用審判所が勝訴する申立人に裁定することができる額は、算定をすることにおいて雇用審判所がどこまで遡ることができるかにより影響を受ける。雇用審判所における事件の種類がこの期間を決定する。本条は、事件の様々な種類を定義する。

背景

450 本条は、従前の立法の類似の規定の効果を複製する。

第5章：その他

第136条：証明責任

効果

451 本条は、人が法の下で差別、ハラスメントまたは見せしめの不利益取扱いを申し立てるあらゆる訴えにおいて、その主張を証明する責任は、申立人により開始することを規定する。その他の説明なしに違反が行われたことを指摘する十分な事実をその他の説明なしに申立人が証明すると、被申立人が法の規定に違反しなかったことを証明するために責任は被申立人に移る。この原則の例外は、訴訟が法の下で刑事犯罪に関係する場合である。

背景

452 従前の立法の下で、ほとんどの場合、申立人が事件を初期の段階に証明すると、証明責任は転換された。しかしながら、皮膚の色と国籍を理由として提起された人種差別の訴え、人種差別に関する見せしめの取扱いの訴え、労働以外の障害者差別の訴えそして公務の行使に関係する性差別の訴えにおいて従前には証明責任は転換されなかった。これらの分野では、申立人が事件を初期の段階に証明すると、証明責任は、現在転換される。

例

・中国の民族的出自の男性が職場の昇進を申請するが、職務のための面接を与えられない。彼は、経験が少なく資格も少ないにもかかわらず、多くの白人の同僚に面接が与えられたことを見出す。彼は、雇用審判所に人種差別による訴えを提起し、彼の民族的出自を理由に彼が不利益に取り扱われたことを証明する十分な証拠を提出する。彼の使用者が昇進過程において彼を差別しなかったことを証明することは、使用者の番になる。

第137条：従前の認定

効果

453 本条に掲げられた従前の立法のいずれか（法が置き換える）の下で人が事件を提起して、審判所または裁判所の認定が終了した場合、その事件で決定された問題は、法の規定の下で再開されて再度訴訟されることはできないことを本条は規定する。

背景

454 法が2項で掲げられた立法の多くの規定を置き換えるので本条は必要である。従前の立法の下の訴訟で決定された問題を再開することを法が認めることは適切ではない。

第138条：情報の取得等

効果

455 本条は、違法に差別、ハラスメントまたは見せしめの不利益取扱いを受けたと考える者が、同人に対し違法に行動したと同人が考える者（すなわち、潜在的な被申立人または被告）から情報を取得する仕組みを規定する。その者は、国务大臣による命令により定められる様式またはその他の様式において質問を尋ねることができる。

456 質問と回答は法の下で提起された事件において証拠として認められることができ、裁判所または審判所は、被申立人が8週間以内に提起された質問に回答しないことまたはとらえどころのないもしくは曖昧な回答から推論を引き出すことができる。

457 しかしながら、裁判所または審判所は、特定の所定の事情においてそ

のような推論を引き出すことができない。これらは、別に回答することが刑事裁判を偏向させることになるまたは刑事裁判を取り下げさせるまたは提起させない理由を示すと被申立人が述べ、これが合理的である場合である。本条は、そのような推論を引き出すことができない付加的事情を命令により特定する国務大臣の権限を含む。

背景

458 本条は、従前の立法の規定を効果を複製することを目的にする。

第139条：利息

効果

459 本条は、法の下で提起された差別事件の結果として申立人に行われる補償金の裁定に利息の支払いを付加することを雇用審判所に可能にする規則を制定することを国務大臣に可能にする。同規則は、利息が支払われる額を審判所がどのように算定するべきかを規定することができる。

460 同規則は、差別訴訟において雇用審判所におけるその他の事件と異なる方法で利息が算定されることを規定することができるので、規則は、より一般的に雇用事件に適用される利息の算定についての1996年雇用審判所法の下での規則の効果を修正することができる。

背景

461 これは、従前の立法に含まれる権限を複製する。

例

・申立人は、彼の使用者により差別されたことにより補償金を裁定される。本条の下で制定される規則は、雇用審判所の裁決から14日以内に被申立人により裁定が実行されない場合には、この裁定に利息が生じると規定することができる。現行の規則は、未払の裁定に適用される利率は8%に固定されると定める。これが規則で規定される場合異なる率が適用されることができる。

第140条：別の訴訟を生じさせる行為

効果

462 事件が一または複数の別の事件と同じ行為に基づき訴えの1つが別の

者を差別し、ハラスメントを行いまは見せしめの不利益取扱いをすることを人に命じる、させるまたは誘致することに関係する場合に、雇用審判所が事件を県または執行官裁判所に移送する、あるいは裁判所が事件を雇用審判所に移送することを本条は可能にする。本条はさらに、雇用審判所または裁判所は、同じ行為についての以前の判断と矛盾するそのような事件についての判断を行うことはできないと規定する。

背景

463 これは、審判所と裁判所の間での特定の種類の関連する事件の移送を認める新しい規定である。

例

・使用者が、被用者に顧客を差別することを指示する。顧客は県裁判所に使用者または被用者に対する事件を提起する。被用者は、雇用審判所に使用者に対する事件を提起する。これらの訴えは双方とも同じ行為から生じるので、裁判所と審判所は、訴訟の一組を移送することができる結果、これが事件を管理するより良い方法であるので、それらは一緒に処理される

第141条：解釈等

効果

464 本条は、この部で使用される多様な用語の意味を説明する。